

航空安全行政の中期的方向性について(概要) <1/2>

I. 中期的方向性の意義

恒常的・普遍的な行動規範となる航空安全プログラム(SSP)をもとに5年程度の中期的視点に立った中期計画を策定。各年度ごとの航空安全プログラム実施計画は、これを踏まえて策定。

- 安全行政の進捗や施策の妥当性の確認、政策への取り組みのガイドラインとして活用
- 中期的視点の導入により、より効率的に目標達成
- 航空安全当局と業務提供者が認識を共有し、安全のための取組を促進

II. 中期的方向性の考え方

○航空安全を取り巻く現状

- LCCの本格参入、外国航空会社の就航等による業務提供者の多様化
- 今後も継続する航空交通量の増加
- 小型機等に係る様々な視点かつきめ細やかな安全対策の社会的要請
- ICAOで示された方向性や課題に沿った予防的な安全対策の推進
- MRJ(三菱リージョナルジェット)の開発
- 無人航空機の急速な普及

○中期的航空安全行政のあり方

- SSPに規定されている基本的役割は、着実に果たしていく必要
- 現状の取り組みが不十分な部分、業務提供者から求められている施策に重点
- 我が国の航空の安全を取り巻く環境の変化を踏まえ、特に以下の施策を中期的に推進
 - 需要増大、業務提供者の多様化への対応
 - 死亡事故ゼロの継続と大型機における乱気流等の事故削減
 - きめ細かい小型機安全対策の推進
 - リスクベースの安全監督の実施
 - ICAOにおける重点的な取組の推進
 - 設計製造国としての国産機に対する責任ある適切な対応
 - 無人航空機への対処
 - 国際機関等によるガイダンス資料の積極的な導入及び普及
 - 航空行政当局における規制部門と業務提供部門の組織的分離と機能集約

○対応していくべき業務提供者等からの要請事項

- 業務提供者の取り組むSMSへの支援
- 予防的安全対策の高度化
- 個別のリスク分野(ヒューマンファクター等)への対応

Ⅲ. 1. 中期的な安全指標、目標値(～平成32年度)

- 本邦航空運送事業者が運航する定期便の死亡事故発生率及び全損事故発生率ゼロを継続
- その他のSSPにおける14の指標について、年率7%の削減を継続
- 空港分野関連の安全指標導入(平成28年度にも実施)
- 新たな指標導入の是非、目標設定の考え方の検証(平成29年度)

Ⅲ. 2. 期間中における航空安全当局の具体的施策

(中期的課題への取組は赤字)(継続的に実施すべき取組は青字)

① 業務提供者におけるSMSの強化

- 業務提供者における、SMSの質の向上を図る。(安全指標・目標の改善)

② 航空法規等の策定・見直し等

- 乱気流事案の分析及び再発防止策の検討
- 滑走路安全の関係者による新たな体制の構築・活動
- 航空機地上取扱業務の事故再発防止のための連携体制を構築
- 無人航空機の安全な運航の確保に向けたルール及び健全な利活用に向けた制度構築に取り組み、国際基準検討にも参画する
- 国際標準の改正やガイドラインの充実のための取組に参画

③ 各種証明、許認可、監査、検査等

- 設計製造国としての国産機の安全性審査、設計・製造者の指導・監督、関係者と連携するとともに安全運航に必要な情報を的確に周知
- 業務提供者に対し、リスク傾向に応じ、定期及び随時監査等を重点的に実施
- 空港の規模に応じた安全対策の充実、空港経営改革等に対応した監査
- 危険物輸送に携わる事業者等に対する教育訓練指導

④ 安全情報の収集

- 義務報告制度について、業務提供者への指導、FAQ見直し等
- 自発報告制度の周知、提言等有効活用のためのプロセス検討
- 監査等で得られた情報や外国事例の活用

⑤ 安全情報の分析等

- 安全情報の分析手法の検討
- 安全情報を報告しやすい環境づくり、国民への情報発信

⑥ 更なる安全性向上のための取組

- 監査等を実施する職員の能力向上
- 航空関係者との情報の共有、意見の交換等
- 空港設置管理者と連携した小型航空機の安全性向上のための総合的取組
 - 操縦者、整備士に対する講習会
 - 航空機に対する既存の情報提供サービスの更なる活用の促進
- 内部評価制度の活用

Ⅳ. 今後の取組について

- 本方向性の取組状況、リスクの動向を評価・検証し、次期の取組に反映
- 予期しない事案の発生等に柔軟に対応

その他の安全施策

- ICAO安全監査継続的監視アプローチ(CMA)への対応
- 外国航空機の安全性の確保
- 航空の安全に関する相互承認協定(BASA)の推進
- 航空安全分野における海外協力
- 乗員政策等の推進
- 災害に強い体制・施設の構築
- 空港施設の維持管理・更新の推進